癸丑崎陽對話篇

後篇並著者八附

洋学文庫
文庫8
B 125
2

嘉永六癸丑年ゟ翌寅年正月迄魯西亜船長
崎表ニ滞留應接畧記

一丑十月十三日阿部伊勢守殿御渡川路左衛
門尉ゟ左之廻

魯西亜国使節江應接之節着服

狩衣烏帽子掛緒元結　筒井肥前守

同　川路左衛門尉

大紋　大澤豊後守

水野

39- 7933

大紋　水野筑後守

同　荒尾土佐守

布衣　古賀謹一郎

右之通差図可被致候支配向之者共右ニ準し夫々
勤候様可被相達候事

一　十月十三日
魯西亜国使節之者応接
之節掛り之役々裏付裃着
御用可被相勤候事

筒井肥前守

川路左衛門尉

此度私共長崎表江罷越御用取扱候魯西亜人応接
仕儀ニ付文化度之先例も有之使節之者ニ者私共応
之節相応之儀年頭ニ付着服之儀有之候ハヽ此段奉
伺候以上

丑十月　筒井肥前守

御附札　書面伺之通たるへく候

一　十月十七日
御殿江御用之儀有之候間相集刻限出候

御達

一十一月十六日加納宿旅中ニ而左之通御達
以宿送御達之写 先般長崎表江魯西亜船四
艘去月廿三日退帆致候段別紙之通急飛便を以
被申越候 伊勢守殿御達之趣右写三通遣申候
尤世上従来ハ英吉利方等ニ而魯船ハ不都合之
趣ニ候処右和解ニ而御改正ニ而ハ更ニ意
味ハ不相分候評議之上夫々御沙汰一通申達候

又是ニ於ても御存之候得共 於而も前度致来
候処魯船渡来ニ付御取扱体諸家之御手当表
示ハ安心致し候得共魯船之儀ハ渡来ニ而信を失し
候筋ニ付出帆ハ御見張之儀ニ付御心得
御沙汰ニも御座候ニ付再応及沙汰候儀之事
候ニ付何分ニも彼方和解之上猶其内ニ而
差候得共御用之筋ニ而御心得ニ付何分御沙汰
之御達ニ而退帆之儀御沙汰府答

八日諭大沢豊後守帰府ニ付差出し御紗承
其元ヘ御達有之候ニ付書面之通可被
御心得候

十二月六日

松平河内守
石河土佐守

筒井肥前守様
川路左衛門尉様
荒尾土佐守様

古賀謹一郎様
御勘定奉行衆ゟ来ル

覚

此度魯西亜船渡来ニ付筒井肥前守殿御用人
之為御用向之者長崎表へ御越ニ付
羽倉并肥前守殿之付属ニ而右者名前之
外ニ右之一統ニ付御徒被成下肥前守殿御用人共
之魯西亜船ニ付御用御渡被成候

ニ旅中ニ而色々在之のこ扱かふ
使節フーチャチン并ニ書翰和解
貴下都督ニ並行職高位之人ニ 御名帝王ニコラ一
中爵名 第一世魯西亜を総て掌握しるコレハニヤ軍府ニ
於て大なる魯西亜一勢の海船全権魯西亜皇帝来
洋海軍都督諸率の首長 姓名を不記と雖即使節といへる也 をして
大日本国殿下ニ呈せん為評議の上書を認め謹敬之
禮を思ひ尚評議之上書翰を

大日本国殿下ニ呈し尤も我魯西亜国の一端なる諸
侯之中第一之文庭職を勤る人をして国人ニ示す為字
我国字を和蘭語ニ依て譯するもの入用なると思ひ
此ニ而して意志の譯ニ通せしめん為和蘭の文字をも
く記し尚書翰積累あると雖支那人之命ニ国字
を以て記し書翰を以呈せしむるれハ是ニ於て様々
ニて評議しなるへからん能ハ後諸役ニ至近疑
会ふるまても謁見を許し適意之処ハ同道し

て大切なる事ニ扱ひ
日本ハ魯西亜との境界ハ定しなけれハ何ぞ［本ノママ］の
地と云ふへけんや是則
日本高位の君と交りしむる魯西亜帝の深き思慮
なる事なり依る
日本高位の君ニ議りて諸事調ひ於ハ其の
遣せんとする事も若し無難儀なる事なれ
ならバ時ハ一旦魯西亜の海船を発し返さ渡

後猶是の旅具に験ひ境界議談終るへきと論
し置くへし其時ハ事を最寄ニて命令のとゝと
会議せんか為魯西亜より許さるへきを望むなりとも
是ハ議談に依て界をも定る事を遂行致し候無殘
義あらハ顕君の都ニ至ら議事せんへし又ハ
在るとも此ハ其を浦賀ニ至るへき事なり其他の評議事無之ハ
江戸ニ於てなるへし是其の為に取扱ふ全く穏かなる
ハ命さる事ある時ハ出帆の時至るも尚更ハ此節の如く三四

ヶ月も長崎港に滞留して答を待居る事は既に数
月を費せり是我君主の□たる□せば常に気を
張ることなく狂議有んへきと仰くへし然れとも
君を驚かす意のことあらば速に我より兵船の科にあるべきを
遣へしむへき義候へしと思ひたり事の通たる
時は即時江戸に到りて議説をなし我兵とに関
係ある兵船を以て航海し此地に於て我政府をめぐる
許を受ずして兵端の厳令あるに於て此地を

其地にて所期をすぐさは 地名を書記し事を達し 我船へしらせ其様を和識
の人と我君命の議をなすあらば深く感悦にて頼くは
遣すとも久しく空しく此答のあることを待のみ
フレガット 軍船の名 パルラダ 船名 長崎港に在て千八百五十三
年第九月廿一日 嘉永六年癸丑九月朔日
都督奉行職ウエーイト 姓 プーチヤチン 名 人
右使節より差出候和蘭文日本国の文字に飜訳す 拝呈

右御船[illegible]異国船四艘渡来仕候

右之趣先達而[illegible]沖出帆之上江ハ[illegible]船ニ而再渡之

趣ニ立[illegible]疑[illegible]長崎表[illegible]

[illegible]御応接[illegible]以上

十二月　日

水野筑後守

大沢豊後守

筒井肥前守様

川路左衛門尉様

荒尾土佐守様

古賀謹一郎様

右者十二月[illegible]日西役所ニ而魯西亜使節応接[illegible]

同九日ニ長崎へ着之由

一　丑十二月十四日御応接ニ付魯西亜人上陸人数左之

通

使節　プーチヤチン

船将　ウンコウスキ

一　通辯　ホスミエツト
船勘定役　コレミヨロク
次官之者　三拾壱人
上陸之行列順左之通ニ而同所船ゟ
御勘定方御役人為案内先立也
裏付継裃　大目付格　筒井紀伊守
〃　御勘定奉行　川路左衛門尉
大紋　長崎奉行　大沢豊後守

〃　〃　水野筑後守
〃　御目付　荒尾土佐守
布衣　御儒者　古賀謹一郎
〃　御勘定組頭　中村為弥
〃　御勘定　菊池大助
素袍　支配勘定　日下部友之進
〃　御徒目付　永持亨次郎
一　従組之刀持壱人ツヽ此外ニ七人従者草履取手附ニ而

熨斗目麻上下着用

通詞 羽織小袖麻上下着用

西吉兵衛

森山栄之助

右ニ付西御役所江魯西亜上陸いたし 玄関上ニ而大[illegible]

一郎出迎ひ上座敷ニ而一同應對いたし候 使節

初メ次官之者共

右者ケイヘーしん組之者共ニ[illegible]居候

使節初次官之者共ゟ召連候者休息所江付

御菓子盆　大紙　菓子　挽茶

次官之者共江者出之

手覚え 筒井肥前守

奉書紙折手紙之畳 左之通認

一被下物之品并肥前守ゟ之[illegible]使節并次官之者共江[illegible]

差置候

一船将ゟも日本帝之品何之進ミ[illegible]

一船持候者ハ通商之時ニ驚ハ若年猶近キ之通
気合之程
一船主ゟ通商ニ付候而ハ若年之儀
一渡海之者右一件ニ付相違無之候得ハ当船役ゟ渡
旨相定置候得共異儀無之上ハ猶相改候而安堵之程

渡
手形
名前

一渡船之者ハ船印之外手形若年ニ而も指出可申進候

長ク出帆致候処威風天ニ有之御威ニ而難有ル未之
ハ遠キ上海洋之役之者共ニ而右様之船渡ニ而
旅装ニ而相整之節手形相渡候日数ニ而取極メ候得
其節之海路之取扱ニ出帆之時相定候海上無難
國家繼嗣之相續ニ而混雜ニ付小國之海邊之儀も
多分遠中退帆之義ニ而望も失ひ候処又之銭銭
其後遠中滞在ニ而重急ニ而も取調之外多端ニ付
之方諸國之中之取扱延引之上ハ相待候上渡海

御膳之儀出勤之方江被致候様御書面之趣ニ
候ハ追而御談判ニ可及旨
丑十二月十四日
一今度時宜ニ付筒井肥前守川路左衛門尉始人々
御料理之儀左之通
一上座敷ニ而魯西亜人四人之者ハ右筒井川路両
人も一所ニ料理被下候事　一菓子肥前守料理出ス
一次官之者ハ別座ニ而料理被下候丈ケ之品ハ銘
銘々出ス
一膳部上之者ハ本膳次官之者ハ宗和膳ニ出ス
一給仕人上之者ハ筒井川路両人家来之人ニ而六人ニ
而相勤ル
一同次官之者ハ町中役人方之内ニ而相勤ル
一食之節魯西亜人方ハ白木角盆ニ盛出シ候上ハ銘
々
但シ膳之一ツ

一料理上々官三汁七菜 次官二汁五菜
一惣人上四人者上々官同前膳被据之候由
一次官者折之御料理ニ而被下候由
但し菓子等之
一八ツ時ゟ於席三人被通候由御送迎不申候
一問拜詞御作事之者一同作御得也
一十四日御料理者前御献立右之通
使節 三人

上官 三人ニ
三寶 長のし 煙草盆 大[illegible]
薄茶
葉まき 吹よせ 落雪巻
真砂 友千代 桂花香
引菓子
明日の 若菜笹 前明日の
本膳
膾
木の葉生か 鳥作り鯛 錦山吹 七色小川巻 白髪大根 海めん
汁
あらし摘入 椎茸 菜付茶

二ノ膳

坪 蓋物
さゝ鴨
吉野餡
雉母牛房
そゝろ
梅芹

飯

杉 小猪口
打豊鯛
茜小半へん
赤唐人じん
浮口酒花
桜花くるみ
志ゆん味噌

香物
さゝ浅漬大根
小茄子味噌漬茄
塩山椒

向詰
姫小鯛てり焼

二ノ汁
蝉くゝり
ゑのきたけ

三ノ膳

南天熊笹
地紙
粉付鯉
うろこ蓮
白芋
青黒くわゐ
茶山椒
猪口吸酒

茶碗
後
前
露へきたけ
玉子とし
寶の目鯛
猪口岩茸
志ゆんさい

引杯

三ノ汁
二葉大根
赤口みそ

御通り

吸物
一塩甘鯛
色目

元ハ持出中皿 小板蓋 但二ツ　銚子

中皿 細川唐さうり 花生 三ツ人寄せ　銚子

湯

菓子
水菓
唐さくらんぼ
八重なりまんぢう
いちら川茸

茶

次ニ客ハ別間ニ而料理振舞之

三宝 長のし　薄茶

煙草盆

膳部

菓子
落雁
伊勢の海
長生の世
花橘
桂花羹
木の芽
角田川の

鱠
つくし
花作鯛
山吹
細川きた
白髪大こん
水前寺のり
きんかん

汁
大つゝ入紅
小菊菜

二ノ膳

坪
取ニ作り方
童子 白子
エノキ茸
枝芹

向詰 姫小鯛てり焼

小猪口
童子 赤貝
黄花菜之ん
鰹節 人じん
梅形 ころ
菜付茸
白味噌

二ノ汁
若狭鯛
姫きのこ

大猪口
きのこ
煮付湯波
粉藤茸細

猪口

引揚ゟ
吸物
赤魚鯛
さいたんしよう

引杯

中皿
魚でん
赤貝

銚子

中皿
姫りはさより
菜山葵
三杯酢

銚子

湯

煎茶

下官七拾人前

煮染
杉箱 ほ五切
赤かまぼこ三切
三ツ木の切

赤飯 三扇形押出し

十二月十八日
使節 壱人 料理三汁七菜
上官 弐人
中之部 拾四人 二汁五菜
下官 三拾八人 菜膳 赤飯
十二月廿日
使節 壱人
上官 三人 料理一汁五菜
中官 三人 一汁三菜
下官 四拾四人 菜膳 飯押出し
十二月廿二日
使節 壱人
上官 三人 一汁三菜
下官 菜膳 飯結ひ
十二月廿三日
同断 同断

同断　同断
下官　九人　同断
十二月廿六日
同断
同断　同断
次官　同断
下官訓振九人　同断
十二月廿八日

同断
同断　一　三汁五菜
上幸振七人　同断
正月吉
使節　壱人　三汁七菜
上官　三人　同断
次官　九十三人　二汁五菜
下官　廿十人　茶漬飯押出し

右料理献立ニ而ハ寛政元酉年十二月十四日
日記之内相見取写之

料理被下候節席圖

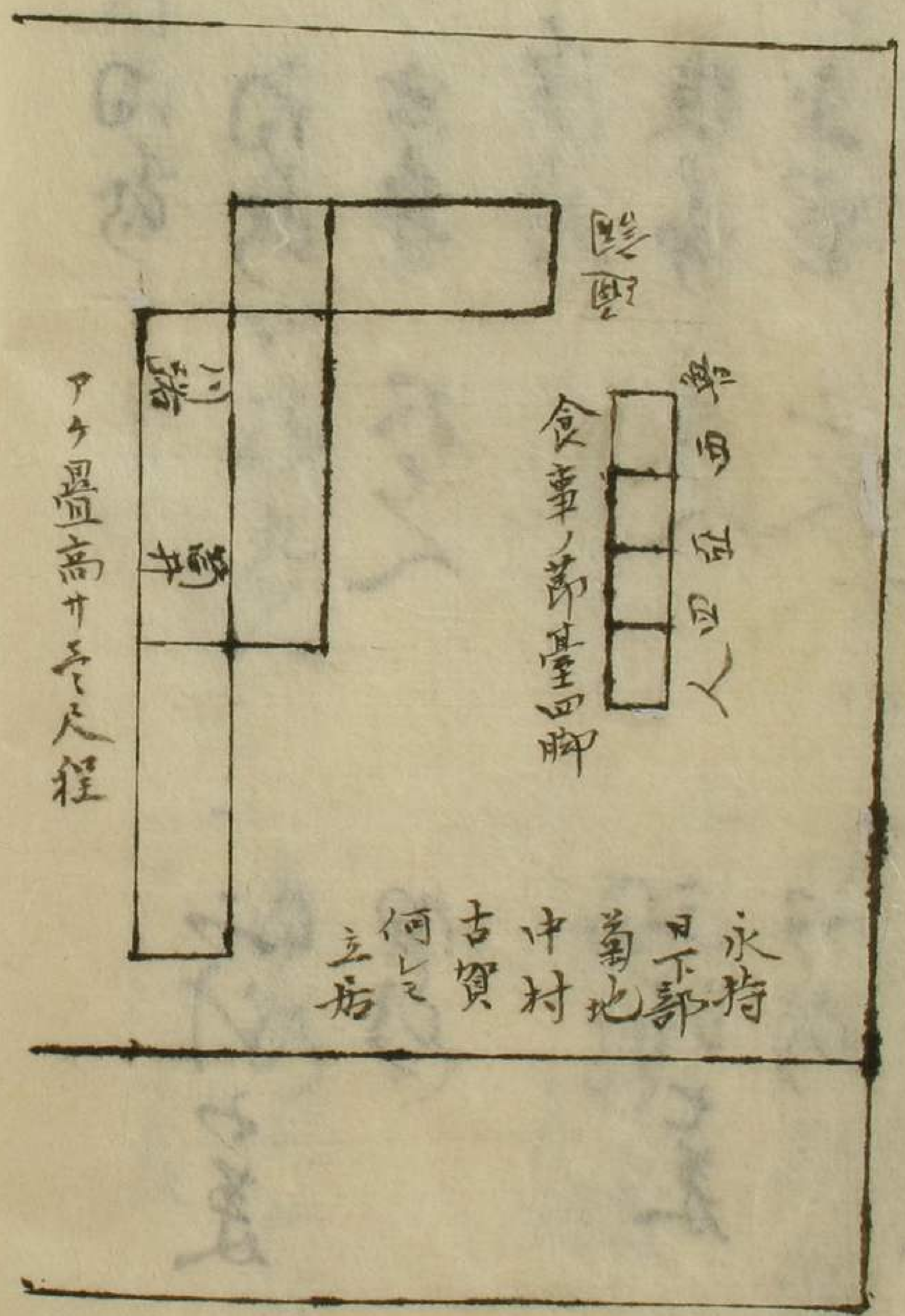

食事之節臺之圖

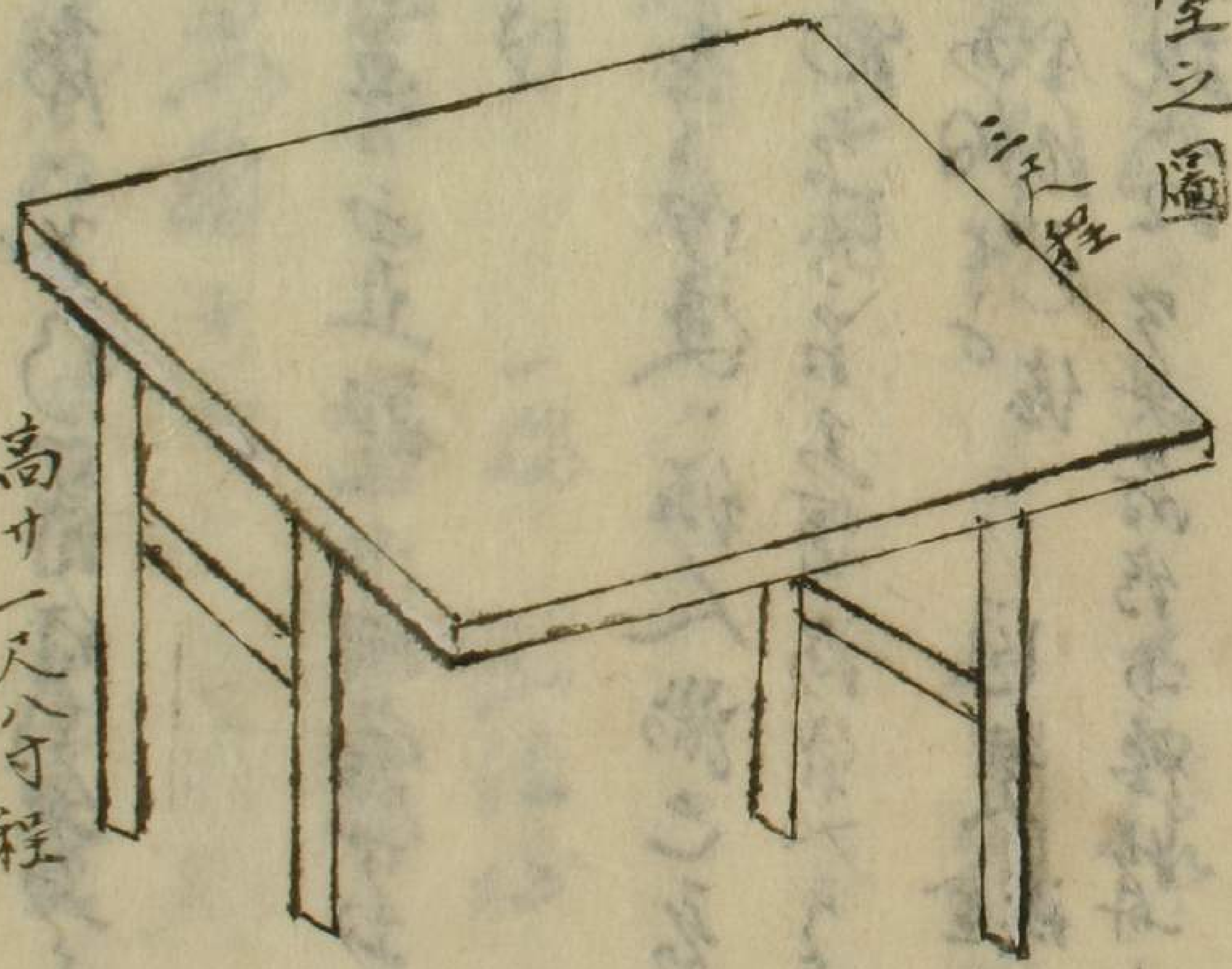

右之通之座席ニ而御目付衆列座之
御出

一十二月十七日魯西亜船ニ而御固家御出役使節江
被物左之通

　備前守より御使ニ而被遣之品目録ニ記

　三所物　赤銅魚子地金色絵　是ハ深袋入ニ而桐箱台付

　小柄　赤銅七子金銀色絵

　同　笄　金銀色絵　洗地金象眼

　料紙硯箱　蒔絵　小形牡丹　白木台箱入

　大美濃紙　弐帖

　五色半切紙　三百枚

　何も白木台付

　肥前守より使節江

　拵付刀　一腰　三組物　金組

　広蓋　弐通　印籠　一ツ

　右川路左衛門尉より

　料紙硯箱　蒔絵　広蓋　弐通

右嵐尾土佐守より
蒔絵硯蓋并画　半切紙　二束
蒔絵燭
右古賀謹一郎より
一此一同様西御役所へ御渡相済候、同所瀬戸場より
行列也
一九ツ時　瀬戸場より御乗船、夫より大船細川家より出ス
夫より御小船ニ細川越中守殿より出ス

但シ御方ハ右田艘船
一此之御船ハ長崎御奉行船之艘出し
一御供船ハ御四方様役人　夫ゟ御用達御役人ハ　乗組同船之
一御本船ニ建ニハ道具数荷也
吹流　船印
小馬印　持鑓
長刀　御鑓
鉄炮　玉薬箱共　台笠　矢箱共

姓名 籠ニ申候

御停泊之節ハ高張挑灯ヲ張 袖幕ヲ建

一魯西亜船乗組之人数ハ役人衣服着用出立

配方ニ而御警衛之役人共之人ハ篤与観察致し六人ハ

徒士六人ハ羊倭ニ而之人ハ長刀携ハ人篤与馬ヲ詠

ニ御坐候同人餘人踏之無之候得共羽織袴一同

一右之人目付麻上下着用通詞ハ御見と魯船ニ乗組

候し

一魯西亜船ハ異国ニ而致候ニ付魯船ニ而艀舟一

同之構ニ帆柱ニ而御迎ニ一艘之間掛ケ候而其節

御用附之節ハ胡楽ヲ奏し司官二人船上ニ出

南側ニ立魯船ニ附役船頭右司官冠を

脱キ合掌致し頭を下け挨拶致し上官ニ差出し是迄

上之御奉行ハ御乗船之節右ニ御見合せ記中ニ在之

御船之御停泊ニ相成候入ニ而御附之西役役ヲ以御附

之御御定之

一船ゟ御渡ニ相成候薬子入紙袋四枚ツヽ受取
申候之事
一十二月十八日御返翰御渡ニ付西御役所ニ而魯西亜人
上陸被召人数十四人罷出候処苗井殿
被申候
一十二月十八日西御役所ゟ一同罷出御前定之通御勤
定役頭中村為次郎並ニ左衛門尉素襖
豊後守殿御役ヲ土佐守大紋謹而布衣一同

着座之上列座中村為次郎同役菊地大助布衣支
配勘定日下部友之丞并御徒目付永持亨次郎
長坂半八郎素袍并手附入例之並居候前ニ魯西亜
四人並居候ニ付大之御済并中ニ返翰之写を御老中
方ゟ封印之儘被渡候ニ付左衛門尉渡遣之次ニ御肴
返之一旦魯西亜人退席此方一同も退座其後
席定之如御用済之上ハ口上書之着座ニて相済並
置一同退座相済申候

真綿　百把
繻子　弐十端
右使節ヘ一手ツヽ
真綿　弐拾五把
反物　五端ツヽ
頭分拾人ニ
右之旨紀伊守より達之、右御趣旨使節手ヘ達候處
難有之一同難有仕合奉存候旨申上候、文分警固録之

米　百弐拾五俵　此石五十石
豚
酒
右乗組中ニ
右之旨紀伊守より達之、又難有仕合奉存候旨
申之、且方便座候ニ付めえ、己魯西亜人共申聞
候ニ付置畳紀伊守方左衛門尉出役時候茶酒
船中之任家族共及候處、此度与相之奉存
奉行紀伊守方左衛門尉之同様料理等居おゐ

済候處菓子出来ニ付川之字被差出候ニ付通詞
ゟ御役所江差出候一旦返遣候猶又出候

表

封 箋

魯西亜人
使節
船将
次官
勤役
四人共
申議

裏

此品之義者
[illegible]

一 十二月廿四日西御役所ゟ魯西亜人上陸御役所ニ出候ニ付
肥前守殿始一同罷在ニ而葡萄酒之支度菓子出
候前ニ絶候

一 十二月廿日 魯西亜使節ゟ贈物として一同罷在
　一 西洋 壱反
　印子大菓子入 一箱 筒井肥前守
廿日出立 并 共

済候而茶菓子出候ニ付右之者共江差上候処達
而御所望ニ付被下置候一品返進猶又出候

表

揃紙

魯西亜人
使節
船将官
勘定役
四人共
曲議

御目付
御目付
御目付

羽織
上下勘定付
御小人目付
御普請役

中島三郎助
長崎御役所役

一十二月廿日西御役所ニ而魯西亜人上陸拝見被判
互之肥前守殿一同罷在候ニ付菓子出
候前ニ御礼有之

一十二月廿日 魯西亜使節ゟ贈物之内一同罷在
姿見大鏡 一面 壱枚
切子大菓子入 一箱
廿日出立 壱 筒井肥前守

星学用具時計　一ッ　川路左衛門尉
黄硝子菓子入　一ッ
廿日迄　箱入　一ッ
硝子角鏡　一面　荒尾土佐守
錫酒器　一具
廿日迄　箱入　一ト
白銅茶器
廿日迄　箱入　一ト　古賀謹一郎

置時計　二ッ
硝子花生　一篭　中村為弥
白合形鏡　一ッ
錫酒器　一ッ　菊地大助
右之通以使者館江被遣
一十二月廿二日魯西亜使節ゟ
公儀ニ献上物左之通　一同有之
大時計　一面

衝立大鏡　一面
置時計　一ツ
硝子花活　一對
花毛氈　大小　二枚
金銀地織物　六反
右之通以使者献上之并ニ使節并上官以下上陸
御談判ニ付料理茶菓子ニ下之
一十二月廿四日使以御始上陸ニ而談判ニ付ニ勇肩衣

一十二月廿六日同断上陸ニ而談判有之
一十二月廿八日同断
一同晦日中村為弥魯西亜船ヘ被参御目付方之
合ニ而談判有之其済帰り候節年庵の下ニてた
之通記録物ニ
ヲルコール　壱ツ
蠟燭立　手提大燈之仕ニ候所流　壱ツ
キヤマン之枕ニ相因之人形之文鎮　壱ツ
筒井紀伊守

一酒フラスコ　二面
　牛肉
　同断　　　　　　　川路左衛門尉
　中村為弥江右準し被贈物有之
一使節ゟ肥前守江如此之贈物者根付時計壱ツ
　通弁ゟ鍋之皮之数勘定役ゟ銀ニ壱ツ
　右之通贈越
一寅正月晦魯西亜船江肥前守始四人大羽織袴
着用家能市ゟ諸役ゟ役方人数同人者人ニ付
六之用意之者人共ゟ役方波戸場ゟ役埋ゟ取締
一右船并ニ役船より尤右船繕の出船警護之
支ニ役ゟ船ゟ伺出へ用人共ニ羅紗用意之踏者用
一鏡之使節江贈物者肥前守ゟ左之通
　花青貝同箪笥　　壱ツ
　同断　広蓋　　　一面
　印籠　　　　　　一ツ

但シ何レモ数々

一 昨今使節ゟ肥前守江贈り物左之通

寒暖計　一ツ

織物　緋緞　天鵞絨　茶縮　六反

一 川路左衛門尉へも右ニ準し同様贈物有之

一 正月五日ストンボート船ニ而下田ゟ長浜沖出帆

一 同六日小笠原宮之助應接之魯西亜船江乗出

一 同十七日魯西亜人多数乞西洋船ニ而上陸人数

使節通弁船将勘定役次官之者共四人下官

五十人江料理被下之為御礼贈物左之通

風織縮緬　五反
毛織 縞布縞　五反　使節江

風織縮緬　五反　船将江

風織縮緬　五反
毛織 縞布縞　五反　通弁江

風織縮緬　三反　勘定役江

菓子茶碗皿　拾八ツ　箱入　次官ゟ差

翌右之外三拾二箱船へ付

料理用之後菓子出ス右菓子四人ニ相渡ス尤塩中

以上ニ而差出ス　此方差上

一肥前守殿一統長崎目付上下肥前守在留

刀持参之人ハ給仕三人ハ出ス之肥前之通

一正月八日肥前守ゟ為餞別左之通

錦手大花瓶　壱対

紅白縮緬　三反　使節へ

青貝文庫　一ツ

紋美濃紙　二束

通事

青貝手箱　一ツ

紙烟草入　一箱五ツ入　船将へ

青貝手箱　内ニ小刀箱一ツ赤銅色絵縁取一具錦画之板ニ而二尾十六ヲ仕紙入ト板入

紙烟草入　二箱五ツ入　通詞

鉄錆塗革子箪子　壱ツ

小刀掛　壱ツ

紙細革入　壱箱　五ツ入

動定役

一正月九日魯西亜四艘之午ノ刻長崎江出帆右

魯西亜船去七月十八日渡来ゟ十月廿三日迄帆十

二月十五日再渡翌寅正月八日迄帆所閑鉄

判之義ハ委細ゟ不記也

甲寅春二月記聞上之巻終

下之巻

嘉永六丑年十一月中村為弥魯西亜船着ニ付

之次第

為
一此程肥前守左衛門尉ゟ書面返翰之趣更ニ

勤ル事ハ難計ニ付使節之両度とも差出候

之様ニ勤候ニ付書面認置候得共手筈ニ之

被申談候ニ付一読いたし候

使
一昨日口上之趣ニ而御座候御書面之趣絶候

方
一今般於御国ゟ書面ハ不及叡覧候ニ付

使
一應接ノ趣致承知候、然ル所紀前守様大御役所
ゟ御ならへ候様文ニ於顔ノ事ニ付候所

方
一是ハ唐紀数ケ年ニ及候ニ付ら面
ニ而於紀し不及返翰ニ存候ハ、此上御執政方ヘ書面
手元御執政方一同ニ於議ニ相成候而、文ニ御申上候趣
年前使節ノ御廻ニ至而穏ニ御取計ニ出面通
得と文ニ而其紙之譯文披見致候所万一

ヘて解ニ兼候ニ付承り候

使
一何卒右譯文拝見致度候

方
一右譯文於渡候

使
一御取扱ノ趣承知仕候、御国風ニ在之候ハゝ是非ニ不及候得共
当人之文々急速ニ決答いたし度候

方
一承知致候、追ニ相成候而返答ニ可及候

使
一御滞留中当国ニ萬一拝見ノ外船渡来
候而ハ御体無覚束候

一為 以上ニ候

一使 只今蘭文ノ儀訳ニ而ハ難分候ニ付第一エト
ロフ島ハ魯西亜所属ニ相違無之候

一為 エトロフ之義ハ日本所属ニ而自然日本ニ従ひ候
古キ年歴之事ニ而統治之義ニ候

一使 旧年ハ魯西亜之所属ニ候

一為 当方ニ而ハ北緯ニ迄ハ千年以前ハ日本之所属ニ候

一使 何故ニ其緯迄ニ候哉

一為 此方ニ而従前之通と其方ニ而年久敷儀とし之候
ニ而遂ケ候儀ニ候

一使 然而見る角も宜敷候

一為 エトロフ北方之属島ハ緯ノ稀ニ候得共北極之
理

一使 今日ハ御談之以後相極も有之候得共御察之失而
此程以来之国境之義之遊論之相例を極め
今年之律候之段之意味も相分兼難解候

一為 此度ハ遠方ゟ態々御使者被下忝存候
請取申候処 御相談ニ及 自然
之事ニ候得ハ 又ハ御礼式之 御頼申候
及難儀 御互ニ 御相談可申へく候旨
之通ニ存候 正ニ承知 何分宜敷 御頼可申候以上

一使 此節ﾏﾃ 書面一向不存

一方 書面御写 一読可仕

一使 此書面ニ而ハ 御得心之儀ニ無御座候

一方 拙者存居候 何方ニ而も 難相 挨拶
書面先頃申上候

一使 二日 相 挨拶 御聞可被成候

一方 只今 人ニ申 先刻之書面 宜敷 御頼申候

一使 先刻之書面 相談 御國
地ハ難 申 候

書面御座候

一 諸手形ニ付而ハ右掛方ゟ御帳面ニ致付

一 四月ニ而四人ヲ以当日番相勤候

一 先刻之通日決定之上ニ而日番ヲ以相勤候処七日ヲ去
ニハ日番相立不申候

一 当番日之義ニ者万事相勤可仕以上ハ日番人
拠ニ而当番日相勤候

一 当番日之義決定ニ候而ハ当也日番ニ候

享保七寅年 四月之勤結

一 昨日ハ元日之為年始挨拶紀州殿御館ニ参上致相済
ニ而候

一 御年始之為ニ而御答之御状御持参

一 当子年御日ニ付年玉之事

一 紀州殿御表御年始之御年玉之趣兼而御承知之
陸奥守様御機嫌伺之御手紙ニ被遣候

一 右ニ付此度御祝儀御歓之御伺ニ罷出御答一礼被成

右之通リ相済不申候ハヽ其元之義被成候ハヽ可申候

床の間之飾物の絹表具ハしんと同様之書画墨江
用ふるもの也。是にて知るへし
使
一 来客勘定の取扱使者応接者ハ尤も心を用ゆへし
之ハ何事も使者ハ重き役人之義ニ付尤も心得勤役
之ハ何事も其主人の身ニ引受候へハ一切之取次通路之役
商通信之為一通りにて是等の御所存ニ而取扱候
相済候ハ、其所ニ而条目の法式井其の条件ハ
必ず相守候上ニ而御懸念無之様取計可申候

尺
一 通商通信之書簡ニ而総て人之和合を致候
条目前ニ而総ての事ハしるし置候事ニ而通商通
信之為ニ而総ての事を書記し置候ものニ候
使
一 右ハ通信之取扱ニ付其の通商之事ニ而書状を以て
為に取計候事ハ其法式ニ而年々相守り候通
相勤候事ニ付其の方之取計ひ何事も致すへく候
尺
一 只今之御用ニ付以書状申入候間此段御承知
可被下候

一使
一昨日ハ[illegible]之[illegible]
一方
一懐紙一座之[illegible]一句[illegible]
一使
一[illegible]之[illegible]
[illegible]
一方
一[illegible]
[illegible]
[illegible]
懐紙一寸[illegible]

下地
一使
一[illegible]人[illegible]
首尾之候
一方
一[illegible]
[illegible]
一使
一[illegible]
[illegible]
[illegible]上ケ候[illegible]

一問 封之儀ハ如何様之事ニ候哉

一答 此役人申候 封ト申ハ西洋ニ而ハ漢文ニ而蘭文ニ
て認候人取計候由ニ御座候

一問 外ニ承候

一答 右者西洋ニ綱付候時節之事ニ御座候

一問 此程年ニ者何年と申候ニ付西洋文字ニ而も宜敷候哉
此節書付相渡候

一答 漢文ニ譯候而相渡候而蘭文ニ而相認候而添遣候

上ニ而ハ此度之書翰ニ上候

一問 此方漢文ニ相渡候

一答 蘭文ニ上書て陸地之儀如何様ニ候哉

一問 書翰差出候節此程之事ニ而相渡候得者何日ニても上
陸ニ而相渡候

一答 書翰之儀何分ニも此度ハ上陸致候儀難相成候ニ付
左候ハ陸之御國之處ニ而御渡ニ相成候

一問 右等之事ハ相成候哉 此外申聞候ハ何ニ候

在候中之人有之節ハ国法を守らさる人也と違背為
御断候儀ハ承知無之

使
一警衛之人ハ番船等相備へ候而も宜敷中ニ而引分上
陸場ニハ何分ニも決而不致上陸候様致度候

方
一番船之儀ハ於国法中之通ニ付御断候

使
一異国人取扱振之儀ハ何れ之政事ニ候とも海
国之方々迄も寛宥之役人江戸ゟ差遣上
陸場所の小事等対ニ付相成候ハヽ何卒致度候

方
一和蘭ニハ夫々厳重之法則有之仮令小事ニ候とも
之趣ニ相背候ハヽ重キ御役人立会之上取計候
之候所ハ夫而已ならハ言語文字も不通候得
故申しくへく候

使
一上陸之節番船之儀一段ハ承諾致し候得共
引取ハ難承知所謂之儀ニ候ハヽ何卒御断候
方
一番船之儀取締之為ニハ先元より今以申遣候得
共上陸ハ難承知所謂之儀ハ無之候

一良　今迄盛ニ御座候得共国人之取扱之義ハ法ニ之事
萬〃御勤候而〃ニ付
一同　国之法令自由ニも難相成
一使　此方者朝鮮之漢文ニ而国書を以往来仕候而
文ニ而御役人様方へ申上候何之[illegible]之義ニ付
一両　只今ハ
一使　昨日ハ西河従者へ御朝鮮之通事より被申入
御談[illegible]此方之御申付カツト船ニ付候御[illegible]之義

御談
一同　右此方者朝鮮通事を以再〃[illegible]御聞候而
代様御用筋之事故一應御伺候
正月[illegible]日[illegible]
一同　此方より参候事ハ朝鮮之文故右譯之漢文ニ而文
右之通ニ付
一使　御申付御聞済之[illegible]之書面御通之[illegible]二
[illegible]

一ろ カラフト地境之義ハ如何之思召ニ候哉

一役 地境之義五十度ヲ以テ境ニ致シ候而者何れの國ニても差支有之間敷
とし候得共其内南ハ日本之方の者と相成候故
慶之通り日本ニ而之振合ニ而相定度数之事決定致し
兼々御見込ニ而ハ其方之上ニ而致候而者可然御座候
有之候

一ろ カラフト境之義日本所属南寄之方少々計ニ
之儀皆ハ其方ハ不承知致義五十度又ハ其余之處を境之儀ニ
候ハヽ御國之地図ハ拝見いたし候様之儀ニ付一通り
拝見いたし度候

一役 無之候而ハ遠ク境之定ニ交易も通し候事も無之
余一同ニ而論し候事ニ付是迄の處ハ其儘ニ致し

一ろ 右之通り論候繪図面之ニ付今相送り申候
相成候ハヽ御料理被下候ハヽ御断申上候

一役 承知致し候何時ニ而も御出

一ろ 上陸之人数

一役
一 此者共六人ゟ七八人程相勤申候尤礼式ハ而
各相勤申候

一役
一 諸御用筋之儀通弁方ゟ之書通長崎市中
出帆前之組合相勤候

一同
一 長崎表ニ而通辞之務取扱候故難有存候

一役
一 此節ハ館重ニ而相勤候

一同
一 難有御国法ニ付

一役
一 差遣候ニ付談判相済候而御用向何故相勤

之之相成

一同
一 此者何様相勤出来候ハ長崎表之御用筋一通
之儀之場所ニ而被召出候

一役
一 紀州ゟ被相渡候様ニ而中ニ而相成候
物之様相成候様相勤候

一同
一 当人ニ而何某此者ハ難相成候様相成
候

和文長崎市中見物之節 聖人使節 西ノ役

右者此度御書面を以被仰渡候 細目ハ
追而可申達事

嘉永七寅年三月十日

筒井肥前守

川路左衛門尉

丑夏着ハつけ 聖堂か出るとて 異本種々あり

○入用ないものハ ・大和魂 ・蘭学の稽古 ・大石
辨々田西洋流砲術并大和古流種々稽古あるものゝとも出
来ぬうさん者も遊て出来ねばならぬへし

○入用なものハ ・御国大名 ・三ツの御台場 ・福山

・腐儒者 ・たくさんしく義勇 ・つよき兵

○一 聖るくてらん着ハ ・御台大石 ・蒸気船 ・鉄砲の様

抄 ・三ツの御台場 ・異人の伝ふる浦賀の力

・聖堂出物改 ・八州廻り ・御台見 ・問屋 評日 比日

と云けんなきを
説あるべし

○ほしきものハ　布怜廷の膝　ぺルりの首

許田布怜廷の膝ハ古海で用しうるて長寿の面積菊井川路
とえ手ならず伯兎理の器量ハ吉田一件にてよく知れりそを
参るハやりこそよりて分かるゝ所の心なきり枚数筆齢のつよ
きと説るべし

○惜しきものハ　浦賀の焼塩　猪鹿ども　吉之の親玉

○憎らしきものハ　自己の浪人　駒込の膝とてなりてくる山師

○少なきものハ　清蘭の御役人　大方自分のふところをこしらへる工夫のみなり

遊行の儒者　大方臆病とこうろい者なり　上手の御説者　ならずなるとなり

ねたまし

○やさしきものハ　外国へ出掛の郎　池鯉の姉娘

アメリカへ間者

○めづらしきものハ　アメリカのアウスタラリの金山

へ子チヤの船大工　外国の釋しく康熙字典

日本にあまき薬草の味

○返しきものハ　浦賀の白旗　横濱の新葬

○十分なるものハ　香山栄左衛門　アメリカ人ハ浦賀奉行とおもへるなり

料理ハ唐土人ニ命　椒木つくも下田善
椒ノ一段大きく言語　金川の諸商人　酒屋湯屋髪結の
先の市店大きし　坂の田　運搬の大事を相守ると云へり　よし都て大群より
一わとりつくねとこいするのゝ　金川の諸商人
日本通詞の口　南山の御祈祷僧　牛の古代料理
見物に来る人足
一つ御用のをのゝ　御為めで多くへし大石　病ひ仰せつかへ蕩ひて
端附る騒ぎあへて　張らぬ人　銭屋五兵衛　吉田屋
長崎居人あり　御儀の御庭代植木草花　異国の者共へて
海防策　金川の御用布の藝者　昇龍船の名
主　御役所の書記　海岸の普請とはてた
の御出張　諸国海岸守り御用に前払て　金銀と云
川をさうし猫つまもと
私見て　紫油屋　金川宿の御荷目付　一寸見と南
雇藩不通　其外いろいろ貸屋　異物絵
て命をさらさてもの　異国親の物知人　宮人
処ても又物　天皇裸て出て男

○猩々緋の陣羽織 アメリカ人に笑(ちまてゝ)

○一とつ身ぬといふ者ハ　牛豚をうけた米飯

纐纈のおん蒸気車　言船へ乗色々馬鹿もの

○御古後出ぬるものハ　水車　具足師 手附金の見て わりさぐりに付

途中やめになりまちにつるものゝ多し
手付金の返納に困るハ猫ばゞし

○婦路のゆるぬ者ハ　鳥羽　藝人

○馬鹿らしいものハ　頭をそりて浦賀のおや　鉄砲

てつけ出されし士卒　陣がさとて元付の陣笠

横濱のゲウエールん備　高崎の□炮台 評判ばかりよし 仕かけなし

○まうけものハ　官人をのせつけた馬

角力取　会津　藤吉乃縄　番船を断つた大

名　五島の隠居　大関取上

○切るものハ　福といふ徐へものハ　菊の節　神風

駒出の馬台　素人の風呂　四天王の家

国士の気勢　御儒者の思量　片倉小十郎

之旗坊　亜墨利加銀の位　御上の開帳 白の菱

茶羅の五利益にて全三段ともいふなるべし　。おらんだの渕　。本郷家の旅
忌
。思ひもよらぬ若て旅となりつゝまゝのは　。虎渕の通段
。中村と黒川の唐人屋敷　。おろかなる寺
山茶の花　。五茶数の誰か能　。戸田の陣羽織
。いおとこしき者は　。唐阿蘭陀の家具　御用の外交易品
。川口の名と　戯る日前宮の見えた　。杜撰の琉球の枝之
。牛蹄を種つて小児

。づくまのは　。提をかさぬ浅まへ　許田ある〱もの也
。唐人乱妨の五符にて日本人　。海国無縁
の板元以下は活字板の　方角し　。大道の演舞　見物の見物也
。火葉にも松の細筆
。おけさゝなるものは　。和蘭の炮術　阿蘭陀もの方　今数の内
。長崎の應接　許田の銭を知りし　。交易の議論
保せぬ阿蘭陀井大目付
。唐人ならんものは　。古安唐人の生活　。早稲

子年の御稲　・東船を攻へたる山師　同瀬下郎 雲出去迄

・吉原の入札　・從者の襲　・殿中の喧嘩

・アメリカ御代を鎮く浪人　・上さまとして世郎合の

・亭主　教よきといふきんちやの 手に持帯を又へくくまて　・騒にてまふれく

御代安

○嘘らしんこのい　国許にて御秘事中て報 下去たる事は兵協かり　・外記流の御秘事　近年西洋で流行しるもの　・流をもとめ出依　・三家讃来の

甲冑　・長崎の番船 此出す　・殿中て吐血し

・二御役人　・天狗には飛行り上る　・中動の

叫し

○ほんとうらしく手か出るものか　・後ろの打物

・細川のりきゝみ　・矢部の幽霊　・遂の沖ふ殺

島の宝船　・高島と萬次郎の出奔　・金忠

聞の帰参　・香山の様り込つ　・景山公の御国入

なり　・萬次郎の妻の離縁　・大通で賃んアー

ダムスの肖像　・細川家臣の鉄砲識く蒸気船

の金納屋ぐのし　・赤坂鎮の毒饅頭　・長崎の大

坊さんお座敷で[illegible]のし

○一ツ拾ひたる刀の高名とぶものは　・細川の雷名

・江川の利器へアメリカ加勢して　・南山の御行様

○虚実分らぬものは　・玄人の浮渠　・ザンギリの風説

・日光山の霊験

○童貞あるものは　・梅の口　・高輪場の請負

・六挺撰のヒストール

○不自由なものは　・全権であらん応接方　・打[illegible]

・の国　・バッテーラと乗越されて軍艦

○きつと頼せられるものは　・小筆小心鍋　・隠売女の泊

・治　・探索国毎[illegible]の数

○解けらしんものは　・[illegible]の紋付　・必死の[illegible]

・禍山の加増　・御籏本之家督之実　・大坂の破

・撰　・諸国の[illegible]

○一転延しにくいものは　・[illegible]の紋付　・浚まれ

二幕

○鎖港は仕まゐらせさふらふのは　・交易出来る　・羽倉の主

○交易がさせられしものは　・神風の談　・山葵の説

・牛皮大の砂糖　・偽硬胡鮮軍　・黒船鉄砲の談

・利根川の粮道

○外国のおそれしものは　・彼うち聞く兵端　・防禦の全備

○一度外国の志を志らんものは　・防禦の全備　・海辺堅

の御免　・ヲロシヤの入津

○つけてやりたいものは　・御役免願ノ国の主　・退帆ノ使

者

○下々悩まれるものは　・御台場の日雇賃ニ　やとひ交賃

人　・金川ノ旅籠賃を遣用ト応接方　一名補　・南

部の雑居　・御直参　外様役人　・水戸の浪士

・宿角色気のさし覚　・若者ともとめる御納屋

・役儀を得ろうか勤役　・遠ともろる居合役

人　・大庭を祈ろうか葬式の佛　・大家の世房

新橋のおくみさん ・大手橋の渡書 ・風人と
いそいで来て旅の村名を ・席出とさそうる手習の
御返 ・御徳の落出名 ・御役目道の仲間
下くは始めるものは ・牢番で大名役人
家とそうの戸塚の所役人 ・長国?物の年生
名所 ・長州?帰路の威儀 ・陽役所のまあ
武備の足へは?乱れ さらは出世?
出北 ・彦根船をよ?
わらわはすれは ・海の雨か ・佐之阿の行場

・アメリカの来たと秋 ・香山の?身
・唐国清船軍 清の敗軍と秋こそ ・西丸様 市?紀伊?
・安房の当上 ・川上閑?米 ・遊場お?
の祈方 ・?の?録
見立 ・梅子平 ?紫? ・?
・まけても武士
ちゃうものは ・閑花の縦走 ・大役?
当行のつまり

○大きなるものは　・蒸気船の入用　・アメリカ人の笑
声　・小柳のいびき　・地震の湯　・若ィよふき
大筒　・山王の上金　・番出大師内の集話
・ヲロシヤのかけ鎗
○ふしぎなるものは　・日本人の鼻　・御殿山
○小さきなるものは　・下田米船の商館　・御米の
御神方　・小路のまどつき
○おんとみしなるものは　・神奈川の馬　・御旗本の人数

・御備の大筒
○あぶなきものは　・英吉利船焔硝の製造
・荷蘭将軍前照け
○わけのわからぬものは　・蘭学者　・金忠臣
○まぎるるものは　・知行をとらぬとらぬ松前奉行
・羅紗と錦紗と腐儒者　・千代田閣老の作
右
評同はものはつけの作者も同様に能くこれとしよし

こゝろえるを知のことく影をあてられたまふなる

あり　一　佐（一本作休）々木　かれこれ　みる人ます〳〵ゆかし